

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第6条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和7年6月13日

香川県知事 池 田 豊 人

1 入札に付する事項

（1） 委託業務名

香川県庁舎本館他照明器具取替業務

（2） 委託業務の内容

香川県庁舎本館及び東館の照明器具をLED照明器具へ取替等

（3） 委託業務の実施場所

高松市番町四丁目1番2及び1番3 香川県庁舎本館及び東館

（住居表示：高松市番町四丁目1番10号）

（4） 委託業務の履行期限

令和8年3月31日

（5） 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（6） 電子入札に関する事項

本公告における調達は、原則として、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札とし、特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）に従うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 契約書作成の要否

要（契約書は、原則として香川県で準備する。）

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を下記により提出すること。

【電子入札システムにて入札する場合】

電子入札システムの入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること、又は電子メールにより下記メールアドレスに令和7年7月25日正午までに提出すること（その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（香川県庁舎本館他照明器具取替業務）」とすること。）。

提出先：zaisankeiei@pref.kagawa.lg.jp

【紙入札方式にて入札する場合（入札書等を持参する場合）】

6の(1)のイによる入札書の提出に併せて提出すること。

【紙入札方式にて入札する場合（郵便又は信書便による場合）】

6の(1)のウによる入札書の提出に併せて提出すること。

4 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）の交付等）

令和7年6月13日から同年7月1日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

郵便番号760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県総務部財産経営課 総務・施設管理グループ

電話番号087-832-3075 F A X番号087-806-0213

なお、入札説明書等の交付を希望する者は、入札説明書等交付申請書を提出すること。

ただし、入札参加希望者の事業所の所在地が香川県外にあり、4に示した場所において交付を受け難い場合は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により請求することができる。

(1) 請求期限 令和7年6月27日午後5時（必着）

(2) 請求先 4に示した場所

(3) 請求方法 郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。

(4) 請求者が用意するもの

ア 返信用封筒（宛先を記入した角形2号封筒）

イ 返信用切手 320円分+簡易書留350円分

ウ 入札説明書等交付申請書

(5) (1)から(4)までの全ての条件がそろっていない場合は、郵便又は信書便による入札説明書等の交付をしない。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和7年7月8日午後5時（必着）までに4に示した場所に対し文書で行うこと（F A X又は電子メールも可とする。）。

回答（質問者の名称及び連絡先等を除く。）は、令和7年7月14日から同月24日までの間（休日を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）、4に示した場所で閲覧に供するとともに、本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者全員に対して送付する。

6 入札及び開札を行う日時及び場所

(1) 入札書及び入札金額積算内訳書（以下「入札書等」という。）の提出

ア 電子入札システムによる場合

(ア) 提出期限 令和7年7月25日正午

(イ) 提出方法 電子入札システムによる。

イ 紙入札方式による場合（入札書等を持参する場合）

(ア) 提出日時 令和7年7月25日午後1時から午後2時まで

(イ) 提出場所 4に示した場所

ウ 紙入札方式による場合（郵便又は信書便による場合）

（ア） 受領期限 令和7年7月24日午後5時（必着）

（イ） 送付先 4に示した場所

エ 入札書等の全ての書類がそろっていない場合は、失格とする。

（2） 開札

ア 日時 令和7年7月25日午後3時

イ 場所 香川県総務部財産経営課

7 郵便等による入札

郵便又は信書便による入札を可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和7年7月16日午後5時まで（休日を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）に入札保証金・契約保証金減免申請書を、4に示した場所に提出すること。審査の結果は、同月22日午後5時までに通知する。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2） 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

なお、A級に格付けされていない者にあつては、令和7年7月2日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県総務部総務事務集中課に提出して、A級格付けを得ること。

郵便番号760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県総務部総務事務集中課 物品調達グループ

電話番号087-832-3631 F A X 番号087-833-0352

（3） 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

（4） 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

（5） 本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者であること。

（6） 入札説明書等に定める業務に係る事業体制が整備されていることを証明した者であること。

なお、当該業務の拠点は委託業務の実施場所から1時間以内に到達できる場所にあること。

10 入札者に要求される事項

（1） 入札に参加を希望する者は、9の（6）の要件を満たすことを証明する書類を令和7年7月16日午後5時まで（休日を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）に、4に示した場所に提出（郵便又は信書便により送付する場合は同日午後5時必着）し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 電子入札システムによる入札参加を希望する者は、(1)の書類を提出する前に電子入札システムにより入札参加資格確認申請を行うこととし、紙入札方式による入札参加を希望する者は、当該書類とともに紙入札方式参加届出書を提出することとする。

(3) 提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和7年7月22日午後5時までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱に基づき公表する。

14 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約を締結しなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

15 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

(1) 詳細は、入札説明書等による。また、入札説明書等の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、交付を受けること。

(2) 落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく措置を講じる場合がある。

(3) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(4) 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地：4に同じ。

17 Summary

(1) Required service(s) or product(s)

Replacement of Lighting Fixtures in the Main Building and East Building
of the Kagawa Prefectural Government Office

(2) Deadline for submission of bids

By electronic bidding system: 12:00 p.m. on July 25th, 2025

In person: submit between 1:00 p.m. -2:00 p.m. on July 25th, 2025

By mail: 5:00 p.m. on July 24th, 2025

(3) Contact information

Address:

Property Management Division, General Affairs Department
Kagawa Prefectural Government
4-1-10 Bancho, Takamatsu, Kagawa, 760-8570, Japan

Phone:

087-832-3075

(4) Language and currency

The Japanese language and the Japanese yen are used in all contract procedures.